

平成23年度予算編成方針

1 社会経済情勢と国の動き

平成20年秋に米国の金融危機に端を発した景気の悪化は、百年に一度といわれる世界同時不況を引き起こし、数次にわたる国の補正予算等による財政出動が講じられたが、本格的な経済回復は依然遠いのが現状である。また、海外景気の下振れリスクや急激な円高などにより企業収益、設備投資の拡大に進まない上に雇用の停滞を招くなど、景気改善の目処が見えてこない厳しい状況にある。

こうした中、国は政権交代後の初めてとなる平成23年度予算を「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）の推進による元気な日本を復活させるための積極的予算と位置付けている。

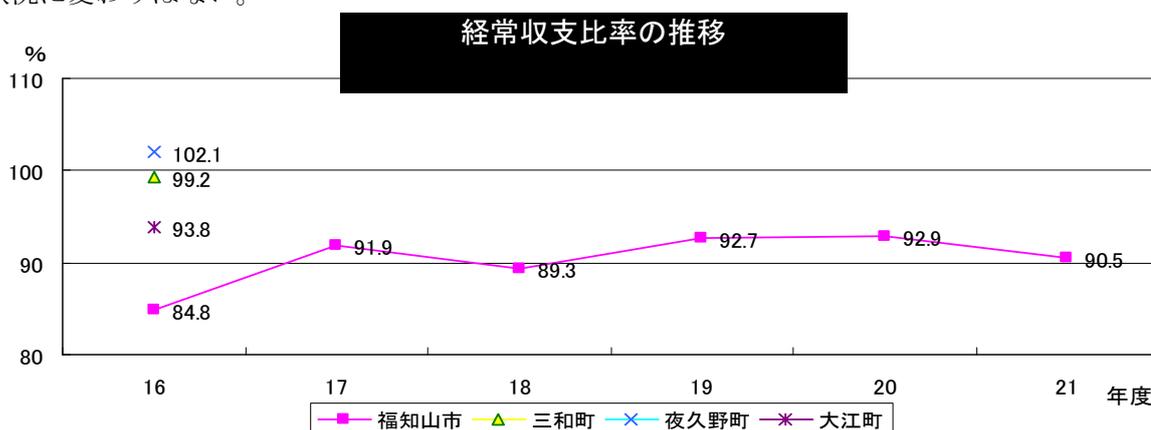
このため、国は予算の構造改革が不可避として、ムダ使いの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大幅な見直しによる財源の捻出とともに、概算要求の組み替えを行うなど政府一丸となって新たな政策・効果の高い政策を重点的に推進することとしている。

また、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）により、平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用や補正予算などを講じることに より、「元気な日本」の復活シナリオを展開しているところである。

2 本市の財政状況と今後の見込み

平成21年度の決算は、景気低迷の影響を受け、市税収入では法人市民税が過去最大の落ち幅となったほか、個人市民税・固定資産税並びに各種交付金も軒並み減少したが、地域雇用創出推進費の算入等による普通交付税の増額や臨時財政対策債の措置により一般財源総額を確保し、一般会計の実質収支において約7億9000万円の黒字決算を確保した。

これらの国の財政支援措置により黒字を確保し、経常収支比率も90.5%（府下14市中3位）に下降したが、社会保障関連経費等の伸びが予想され、今後の財政運営は予断を許さない状況に変わりはない。



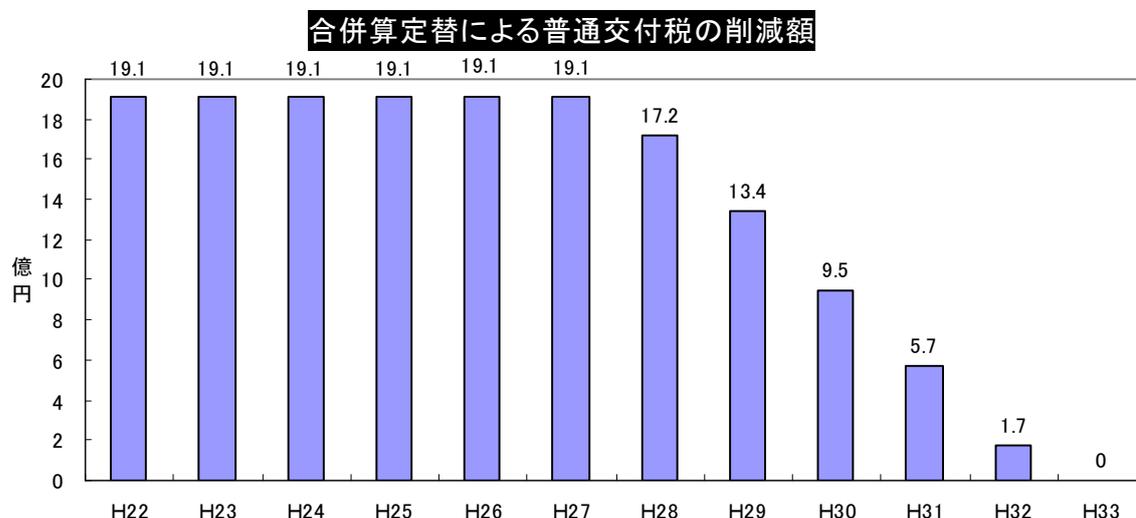
また、財政健全化判断比率においては、実質公債費比率14.9%（府下14市中9位）、将来負担比率175.4%（府下14市中12位）となり、早期健全化団体の数値以下であったものの、いずれも京都府下で下位にランクしている。

合併団体である本市は、地方交付税の特例措置（合併算定替）が講じられており、国から臨時ボーナスをもらって生計を立てている状態であり、平成21年度における特例措置は更に拡大し約19億円に達している。

この特例支援措置は、27年度までで28年度から5年間で約19億円（職員人件費の約4割相当額）が段階的に削減される上に、市税収入の急激な回復が見込めない中、歳出においては、退職手当が当面高水準で推移するほか、高齢化の進展により社会保障関連経費の増加、耐震改修費や合併特例事業等の実施による投資的経費の増加、社会保障関係の繰出金の増加、公

債費の増加などの多額の財政需要が控えており、財政運営は非常に厳しい状況である。

さらに、現下の経済情勢及び国の深刻な財政事情等を勘案すると、「新成長戦略」による各施策がシナリオどおり実現できるかは不透明であり、今後の地方自治体の財政運営は、一層逼迫するものと想定される。



3 予算編成の基本的な考え方

世界的な不況の波が日本経済を直撃し、雇用不安や消費の冷え込みが解消されず、税収不足など財政の悪化が懸念されている中、基礎的自治体として、暮らしのセーフティネットを守り、市民が希望ある将来像を描き、北近畿をリードする創造性あふれるまちを実現するための施策を地域の特徴を活かして、着実かつ効果的に実施していくこととする。

施策の実施にあたっては、市長公約事業を積極的に推進することとし、①景気雇用対策、②子育て・教育の推進、③地域活性化対策（・丹波“福知山”ブランドの確立・城下町“福知山”の実現・公共交通の見直し・周辺部の活性化）、④安心安全・環境エネルギー対策（保健福祉の向上・学校耐震化の促進・環境エネルギー対策）に重点を置き、市民ニーズに対応した施策を適時・的確に実施するとともに、自助・共助・公助が機能する市民協働のまちづくりを推進するものとする。

特に景気雇用対策については、雇用景気回復に繋がる施策を全庁あげて検討し施策に反映すること。

なお、予算編成にあたっては、中長期的な財政運営を見据えて持続可能な財政構造を実現できるよう後世に過度な負担を強いることがないように十分検討するとともに、平成23年度の概算要望見込額においては、約11億円の収支不足が見込まれる極めて厳しい財政状況に鑑み、真に必要な事業のみを厳選して実施することを基本原則に据えて、行政改革大綱及び同実施計画に則り、限られた財源と人員を最大限活用するため事業の『選択と集中』を行なうものとする。

施策検討にあたっては、将来の財政負担の軽減のため財政構造を見直すことを大前提に、前例主義に捉われず大胆な歳出抑制を図るとともに、長期継続事業の廃止・見直しなど大胆な事業の組み換えを行うなど徹底した財政健全化に引き続き取り組むものとする。

なお、国・府の予算編成状況を適宜把握し、一括交付金などの制度変更についての情報収集を徹底し、遺漏のないよう適切に対応されたい。また、制度変更に伴う施策が本市にとって真に必要な事業かどうかをよく吟味するとともに、国事業に上乘せして実施してきた事業についても必要性、妥当性を再検討すること。

上記に留意の上、予算要求にあたって、次の基本方針のもと予算を編成するものとする。

1 基本的事項

(1) 市長公約事業及び総合計画に基づいた事業を展開

ア 市長公約事業の積極的な推進

市長公約の更なる進捗と施策検討会議等の検討指示事項及び新規事業を積極的に推進すること。

また、合併後5年が経過する中で、さらに一体感が醸成されるよう住民活動や企業・団体活動の支援に引き続き重点をおくとともに、1市2制度となっている事業は早急に改善すること。

イ 北近畿をリードする創造性あふれるまちの実現に向けた事業の着実な実施

第4次総合計画におけるまちづくりの将来像の具現化のため4つの基本理念（定住と交流の活力あるまち、人と自然が調和しすこやかに安心して暮らせるまち、明日を担う創造性あふれる人材育成のまち、コミュニティー豊かな自立したまち）に沿った事業を展開すること。

ウ 市民との協働の推進

施策、事業の決定にあたっては、市民の意見の把握、反映に努めるとともに、市民との情報の共有、市民を巻き込んだ取組み等市民協働を進めること。また、イベント等については、市民主体の実施に努めること。

市民・団体等への事業移管やアウトソーシング、指定管理者制度を積極的に推進し、市民活力の向上に努めること。

(2) 財政健全化の推進 ～持続可能な財政構造の堅持～

第4次行政改革大綱（集中改革プラン）の確実な実施

第4次行政改革大綱の最終年度となる平成23年度において、実施計画に掲げる各項目の進捗を十分に点検し、期間内の目標達成にとどまらず、それ以上の成果を得られるよう全力で取り組みを行なうこと。

ア 行政評価を活用した事務事業のスクラップアンドビルドと行財政のスリム化の徹底

平成22年度試行実施の行政評価を活用し、必要性、有効性、効率性の観点から事務事業の目的・内容・成果を再点検し、費用対効果を強く意識した上で事業の見直しを行なうこと。また、第4次総合計画に掲げる施策実現のための事務事業の構成を検討し、優先性や目的類似による重複等、手段として最適で有効な事業の組み立てとなっているかを検証した上で、思い切った事業の統合や廃止を行なうこと。

(ア) スクラップアンドビルド

- ・新規事業を要求する場合は、原則として既存事業を見直したうえ、財源を捻出して要求すること。
- ・施設の優先順位付けにより、施策の選択と集中を行う。

(イ) 行財政のスリム化

- ・継続事業については、10年以上は廃止または見直し、5年以上10年未満は見直しを大原則として、必要性、効率性等を再検討し事業のスクラップに取り組むこと。
- ・現在試行中の行政評価を積極的に活用し、事業効果が薄いと判断する事業は、積極的に廃止すること。
- ・目的などが同一もしくは類似したソフト事業は整理統合を積極的に図ること。
- ・イベントについては、統廃合を促進するとともに、合同開催や部を超えた効率のよい運営を図ること。また、事業内容を精査し、地域参加、企業参加などによる開催方法の導入、経費

の参加者負担等、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図ること。

- ・費用対効果を十分認識した上で、積極的にアウトソーシングを図り、超過勤務の抑制に努めること。
- ・合併による行財政のスリム化が最大の課題であり、事務事業の整理・検証をすすめること。
- ・時間外手当の削減を図るよう努めること。

イ 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめること。特に累積赤字が生じている会計については、財政健全化法の施行及び公会計制度における連結決算を十分認識し、歳出の合理化・効率化に向けた改革を推進し、早期に赤字解消に努めること。

ウ 土地開発公社の経営改革の推進

- ・土地開発公社の長期保有土地の解消を目指し、公社の抜本的な改革方策を検討すること。

エ 財源確保対策

(ア)不要財産の売却

公有財産、物品等の現況を的確に把握し、未利用財産については積極的に売却処分を行い、財源確保に努めること。

(イ)市有財産の積極的な活用

- ・市有財産を的確に把握し、貸付ができる物件は適正な価格で貸付ができるよう市有財産の積極的な活用に努め収入の確保に努めること。また、空き床となっている既存施設や他の類似施設の転活用を図ること。
- ・自動販売機設置手数料については、競争原理を導入し増収を図ること。

(ウ)広告収入の積極的な確保

市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として提供していく取り組みを促進するために定めた「福知山市有料広告掲載要綱」及び「同広告掲載基準」に基づき各部局ともさらに積極的に資源を活用し財源確保を図ること。

(エ)受益者負担金及び利用料金等の見直し

負担の公平性、公正性を確保するため、行政サービスの性格により、市と市民負担の適正化を図る。

(3) 国・府の情勢を的確に把握し制度変更等に適切に対応

- ・国・府の予算編成状況を積極的に把握するとともに遺漏のないよう国・府制度変更等の情報収集に努め、それらの動向に留意しながら、制度に適合し付加価値を付けるような事業を積極的に要求すること。
- ・平成22年度に開始された子ども手当、農業の戸別所得補償、雇用対策などの制度改革や新制度実施に遺漏のないよう的確に対応するとともに、類似している既存事業については、積極的統廃合を図ること。
- ・国府制度の既存制度の見直しにより、事業の特定財源が削減される場合は、事業内容を精査すること。

2 具体的事項

(歳入に関すること)

法令などの根拠及び積算の基礎を明確にし、積算にあたっては、対象・数量及び補助率等を十分に検討し、過大見積にならないよう適正な財源確保に努めること。

(1) 市税

税制改正の方向が不透明な中、地方税は景気高揚が見込めない上、円高の進行により回復が見込めないことが予想される。

見積りにあたっては、今後の国政並びに世界経済の動向を注視するとともに、当地域における経済状況や市民生活実態を詳細に分析し、適切に行うこと。

また、京都地方税機構との連携を密にとり収納業務の効率化に努めるとともに、今後とも徴収努力を重ねていくこと。

(2) 地方譲与税、地方交付税等

国の概算要求における交付税総額の動向等に特に留意し、国の予算編成及び関係法令の改正等の動向を見極め、過去の実績等も考慮の上、的確に見積もること。

(3) 分担金及び負担金

的確な収入見込額を計上すること。特に、毎年度経常的に入ってくる収入については、漏れなく予算計上すること。

(4) 使用料及び手数料

施設の利用形態や施設運営を利用者の立場に立って、さらに検討するとともに、イベント等の開催にあたっては、実施方法やPRの方法等を抜本的に見直し、増収を図ること。

(5) 国・府支出金

国・府の予算編成や行財政改革の動向等を的確に把握した上で情報収集を行うとともに、補助制度についての研鑽を深め、その運用と活用に努め適切に見積もること。特に一括交付金やそれに伴う補助金の削減、一般財源化の動向に注意し、見積もりにあたって交付基準に基づいた積算とすること。

また、従来から一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、補助制度の有効活用を図ること。

(6) 財産収入

財産の売払い、貸し付けについては、現状を的確に把握し、時価に対応した適正な価格により見積もり、積極的な収入確保に努めること。

(7) 諸収入

雑入は、従来の実績を勘案し、適正に見込むこと。

印刷物等の広告媒体を見直し、広告収入の確保に努めること。

(8) 市債

将来の財政負担を考慮し、市債発行額の抑制に努めること。また、地方交付税措置の状況等にも留意し、適債事業に見合う適正な充当見込額を計上すること。さらに、新市財政計画との整合性を図ること。

(歳出に関すること)

厳しい財政状況であるので、事業の必要性、効率性、有効性、優先性、類似性を十分検証し、客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

(1) 人件費

職員の給与関係経費については、財政において大きな比重を占める上に類似団体に比して大きく超過している。その動向は財政運営に大きな影響を与えることから、人員の適正化に努めること。

平成23年1月1日現在の現員、現給を基礎として、定期昇給を見込み計上すること。また、超過勤務手当については、行革実施計画に基づき着実に削減できるよう特に精査すること。

(2) 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品等）

合併の効果を最大限に生かすことができるよう、業務の徹底した見直しを行い、必要最小限の額となるよう節減に努めるものとする。また、以下の点に留意すること。

- ・臨時職員の雇用は費用対効果を考慮して超過勤務の縮減などが可能となれば認めるが、原則雇用しない。
- ・食糧費はやむを得ない場合のみ計上するものとする。燃料費等については会計室平成22年10月1日単価を適用し適正に見積もること。
- ・電算関連経費の適正化を進めることとしているため、新規に電算関連経費を要望する場合は、情報推進課の承認を得ること。承認がない場合は、予算要求を受け付けないので留意すること。

(3) 補助費等（報償費、保険料、負担金、補助金、交付金など）

- ・謝礼金単価は、その妥当性を十分検討し見積もること。
- ・法令外負担金は、その必要性を再検討し真に必要なもののみ計上すること。
- ・補助金は補助金要綱等による明確な基準による交付を原則とし、説明責任が果たせるよう努めること。

(4) 扶助費

基本的に現行制度によりその所要額を算定することとするが、制度改正が見込まれるものについては、改正内容を十分把握した上で、対象人員等の把握には十分留意し、必要経費をよく精査の上、的確な所要額を計上すること。

なお、給付の厳格化に一層取り組むとともに受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的経済的実情に合わなくなったもの、効果の乏しいもの等については整理、縮減を行うこと。特に、新政府で措置が予定される事業との関わりを十分把握し、既存事業と重複する事業については精査すること。

(5) 投資的経費

- ・厳しい財政状況を踏まえ、総合計画に計上されていても、その必要性、緊急性、事業効果を再検討し、将来の負担軽減のため事業を厳選することとともに、新規着手事業についての事業効果を検証すること。
- ・事業繰越とならないよう、現人員で確実に年度内執行できる事業量を適正に見込むこと。
- ・事業の優先順位を明確にするとともに、工事箇所の優先順位を明確にすること。
- ・補助事業にあっては、国府の予算の動向を十分把握するとともに、原則補助基本額で見積もること。
- ・見積もりにあたっては、事業規模、数量、延長など適正な数値を把握し、最小限の見積もりとすること。